

2018年7月30日

有機 JAS 認証事業者の皆さまへ

公益財団法人 自然農法国際研究開発センター
認定事務局長 大橋 弘保

JAS法及び関連法規の改正について

平素は、有機食品の検査認証制度にご理解とご協力をいただきありがとうございます。さて、4月1日に新しい JAS 法（日本農林規格等に関する法律）が施行となり、併せて関連法規が改正されました。つきましては、変更事項のお知らせとともに、関係資料を送付いたしますので、ご確認の上、関係者への周知をお願いします。

【新 JAS 法施行に伴う主な変更】

1. JAS 法の名称及び用語の変更

法律名「農林物資の規格化等に関する法律」が「日本農林規格等に関する法律」と改正。また、ISO など国際的な認証システムにあわせ、「認定」という用語を「認証」に変更した。

なお、これに伴い、内部規程及び格付規程他の用語の修正が必要になります。次回の内部規程の見直しまでで結構ですので、適宜見直していただき、提出をお願いします。

2. 生産行程管理者による小分け業務について

生産行程管理者としてできる行為及び小分け業者としてできる行為について、今後は有機性のリスク管理能力に応じて判断することとなりました。これにより、生産行程管理者が行う小分け業務について、小分け業者の認証の取得することなく小分け行為を行うことが可能になります。（「有機 JAS 規格 Q&A 一部改訂資料」参照）
※生産行程管理者と小分け業者の二認証の事業統合、また生産行程管理者で新たに小分け業務を考えている事業者は、認定事務局まで連絡ください。

3. FAMIC による事業者調査の実施（JAS 法第 66 条）

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が、登録認証機関による年次調査などとは別に、認証事業者の実地の調査（1-2 件/）を実施します。

4. 認証機関の無通知の調査の実施（JAS 法施行規則第 46 条第 1 項二号の二）

認証機関が行う認証事業者の認証事項の確認業務について、事前に通知して行う「年次調査」の他に、事前に通知せずに実地調査を実施することが定められた。

【送付資料】

有機 JAS 法規集（詳細、裏面記載）、有機 JAS 規格 Q&A 一部改訂資料

◎事務連絡

これまで有機農産物の担当をしておりました谷木職員が、諸般の事情により 4 月 20 日をもって退職いたしました。在職中は、皆さまに大変お世話になりましたこと心より感謝申し上げます。

今後は、吉田茂則職員が担当を引き継ぎますのでどうぞ宜しくお願いします。

以 上

本件担当 森、吉田、今井

【有機 JAS 法規集】 ※変更箇所を蛍光ペンで印しています。

- ・有機農産物の日本農林規格
- ・有機加工食品の日本農林規格
- ・有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準
- ・有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準
- ・有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準
- ・有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法
- ・飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法
- ・農林物資の規格化等に関する法律施行令第 17 条第 1 号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壤改良資材
- ・日本農林規格等に関する法律施行令第 17 条第 1 号の農産物に係る農林水産大臣が定める基準
- ・日本農林規格等に関する法律施行令第 17 条第 2 号の飲食料品に係る農林水産大臣が定める基準
- ・日本農林規格等に関する法律

■配布資料は、当センターのホームページの「有機認証」から入り「認定者の皆さんへ」のページ（以下 URL）にも掲載しています。

<http://www.infrc.or.jp/organic-certificatio/96/>

※今秋以降に開催するフォローアップ研修会にて、今回の JAS 法改正に係る詳しい説明を行いますので、研修会の開催の折は最寄りの会場にてご参加ください。
また、グループの会員や社員・関係者への周知のため、資料が必要な方は別途送付（5 部まで/1000 円（税別））しますので、認定事務局までご連絡ください。